

○国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項

平成16年4月1日
契約担当役裁定

国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）における物品供給等の契約手続等については、国立大学法人鹿児島大学会計規程（平成16年規則第75号。以下「会計規程」という。）及び国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則（平成16年規則第81号。以下「契約事務取扱規則」という。）に定めるもののほか、本契約要項によるものとする。

（契約担当者）

第1条 契約担当者は以下のとおりとする。

(1) 契約担当役

国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長

(2) 機関名

国立大学法人鹿児島大学

(3) 所在地

〒890-8580 鹿児島市郡元一丁目21番24号

（入札公告）

第2条 調達案件に関し一般競争に付する場合は、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に、本学の掲示板及びホームページ上で入札公告するものとする。

2 公告は以下の事項について行うものとする。（別記様式のとおり）

- ① 一般競争入札に付する事項
- ② 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- ③ 契約条項を示す場所
- ④ 一般競争を執行する場所及び日時
- ⑤ 入札保証金に関する事項
- ⑥ 契約に際して遵守すべき規程等
- ⑦ 契約書の作成
- ⑧ その他必要な事項

（入札方法）

第3条 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、契約条件及び内容等について、会計規程、契約事務取扱規則及び本契約要項（以下「会計規程等」という。）に基づき、十分配慮して入札金額を見積もるものとする。

2 入札金額は、総額又は、単価（消費税及び地方消費税額を除く。）を記入するものとし、その最低価格者を落札者とする。

（競争参加資格）

第4条 破産者で復権を得ない者及び契約を締結する能力を有しないと認められる者は競争に参加できない。

2 以下の事項のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）は競争に参加させないことができる。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 3 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、当該年度において本学が提示した競争参加資格を有する者、又は本学のみで適用される競争参加資格を有する者でなければ競争に参加することができない。なお、競争参加資格を有しない競争参加希望者は、速やかに最寄りの国の機関を通じて全省庁統一資格の資格審査申請を行うか、又は本学のみで適用される競争参加資格申請を行うこと。
- 4 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者でなければ競争に参加することができない。
- 5 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者は競争に参加することができない。
- 6 契約担当役は、契約の性質又は目的により特に必要があると認めるときは、別に必要な資格を定めることができる。

（入札書の提出方法）

第5条 競争参加者等は、会計規程等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、契約担当役に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- 2 競争参加者等は以下に掲げる事項を記載した入札書を作成し、封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「〇〇年〇〇月〇〇日入（開）札（〇〇〇 一式）の入札書在中」と朱書しなければならない。

- ① 供給物品等名

- ② 入札金額

- ③ 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

- ④ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- 3 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出を認める。

- 4 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

- 5 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- 6 競争参加者等に要求される事項

- ① 競争参加希望者は、入札書のほか、納入又は履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類を提出しなければならない。

- ② 競争参加者等は、入（開）札までの間において、契約担当役から納入又は履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類を求められた場合には提出しなければならない。また、その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。

- ③ 競争参加者等が調達等に関して要した費用については、すべて競争参加者等が負担するものとする。

- 7 提出書類等の取扱い

- ① 資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。

- ② 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品等の技術審査以外に競争参加者等に無断で使用することはない。

- ③ 一旦受領した書類は返却しない。

- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

- ⑤ 競争参加者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品等の技術審査の対象としない。

(入札の無効)

第6条 入札書で以下に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 件名及び入札金額の記載のないもの
- ③ 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの又は判然としないもの（記載のないもの又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正部分に押印していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

(入札の延期等)

第7条 競争参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(代理人による入札)

第8条 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。

2 競争参加者等は、調達等に係る入札について他の競争参加者の代理人を兼ねることができない。

(開札)

第9条 開札は、入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

2 開札場には、入札者並びに入札関係職員及び前項の立会職員以外の者は入場することはできない。

3 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

4 入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。

5 入札者は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

6 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させるものとする。

① 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

② 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

7 開札をした場合において、入札者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

(落札者の決定方法)

第10条 最低価格落札方式とする。ただし、契約内容によっては、この限りでない。

2 競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、入札価格が本学が作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(契約書の作成)

第11条 競争入札を執行し、契約相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日か

ら7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に別記様式に則り契約書を取り交わすものとする。

- 2 契約書を作成する場合において、契約相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- 3 前項の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- 4 契約担当役が契約相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 基本事項は以下のとおりとする。

- ① 本契約要項における個人情報とは「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」第2条第1項及び「国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則」第2条に規定される個人情報をいう。
 - ② 契約相手方は、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 秘密保持は以下のとおりとする。
 - ① 契約相手方は契約業務遂行に当たり知り得た個人情報について、第三者に提供・開示・漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合にはこの限りではない。
 - ② 契約相手方は契約業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、契約業務による個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させてはならない。また、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
 - ③ 前2号の事項は、契約が終了し、又は解除された後においても適用する。
 - 3 契約相手方は契約業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故（以下「漏えい等」という。）を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
 - 4 契約相手方は、契約業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託につき本学の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
 - 5 契約相手方は、個人情報について契約業務の目的の範囲内でのみ使用することとし、複製又は改変してはならない。ただし、複製・改変につき事前に本学の承諾を得た場合はこの限りでない。
 - 6 契約相手方は、自己の責による個人情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい拡散の防止策を執るとともに、速やかに本学に対し文書をもってその漏えい内容及び防止策等につき必要な事項を報告するとともに、本学の指示に従わなければならない。
 - 7 契約相手方は、契約業務終了時において、本学より預かった個人情報は全て本学へ返還しなければならない。また、複製・改変した個人情報については消去・焼却・裁断等により全て処分しなければならない。
 - 8 契約相手方は、個人情報に係る責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況について、本学から検査を求められた場合にはそれに応じなければならない。
 - 9 附属病院の契約に係る個人情報の取り扱いについては、本契約要項によるもののほか、別に定めるところによる。

（検査）

- 第13条 契約相手方は、物品納入、履行（工事）完了あるいは製造完成（以下「物品の納入等」という。）したときは、納品書（完了通知書）により契約担当役に通知しなければならない。
- 2 学長から検査を命ぜられた職員は、前項通知を受けた日から10日以内に検査を行い、特に必要な場合には検査調書を作成するものとする。
 - 3 契約相手方は前項検査に合格しないときは、契約担当役の指定する期間内に改めて物品の納入等を行い、検査を受けなければならない。

（契約代金の支払）

第14条 契約相手方は、前条の検査に合格したときは、請求書により契約代金の請求をすることができる。

2 物品の納入等及び検査を終了した後、7日までに請求書を受理したものについては、当月の25日までに本学財務部から契約代金を支払うものとする。

(契約不適合責任による履行の追完請求等)

第15条 契約担当役は、契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、契約相手方に対して、目的物の引き渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、契約担当役が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当役はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

① 履行の追完が不能であるとき。

② 契約相手方が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

③ 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約相手方が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

④ 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規程による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項は損害賠償の請求並びに契約の解除を妨げない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第16条 契約相手方の責に帰すべき事由により期限内に物品の納入等ができない場合においては、損害金の支払いを契約相手方に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額から納入(完了)部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率により計算した額とする。

3 本学の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅れた場合は、契約相手方は未受領金額につき遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率により計算した額の遅延利息の支払いを本学に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第17条 契約相手方は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の10分の1に相当する額(単価契約の場合は契約期間全体の支払総金額(履行中についても契約期間全体の支払総金額)の10分の1に相当する額)を違約金(損害賠償額の予定)として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

① 契約相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は契約相手方が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約相手方又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

ただし、契約相手方が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号第6項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。

② 公正取引委員会が、契約相手方に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

③ 契約相手方(契約相手方が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40

年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 政府調達に関する協定の適用(平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号)を受ける契約で前項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、契約相手方は前項に規定する契約代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約代金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

① 前項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。

② 前項第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

③ 契約相手方が本学に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定は、契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 契約相手方は、この契約に関して、第 1 項及び第 2 項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。

(契約の解除)

第 1 8 条 契約担当役は、契約相手方が以下に該当するときは、契約を解除することができる。

① 正当な理由なく、納入(完了)期限を過ぎても納入しないとき。

② その責に帰すべき事由により、納入(完了)期限内に物品の納入等の見込みがないと認められるとき。

③ 前条第 1 項及び前条第 2 項の各号の一に該当するとき。

④ 個人情報の取扱いについて、本契約要項に掲げる事項に違反していると認められるとき。

⑤ 上記のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項第 1 号、第 2 号、第 5 号に該当したときは、契約担当役が契約を解除するか否かを問わず、契約担当役の請求に基づき、契約相手方は契約代金額の 10 分の 1 に相当する額(単価契約の場合は予定数量から当該日までの納入(業務完了)済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た額)を違約金(損害賠償額の予定)として契約担当役の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号に該当したときは、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 第 1 項第 4 号に該当したときは、契約相手方に対し契約金額を限度として、又はこれに相当する合理的金額の損害賠償請求をすることができる。

5 第 2 項、前条第 1 項及び前条第 2 項の場合、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金をもって、違約金に充当することができる。

6 第 1 項の場合、契約担当役は、契約を解除したときは、物品の納入等を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、その際当該納入等部分に相応する契約代金を契約相手方に支払わなければならない。

7 契約担当役は、契約を解除したことによって契約相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額については、双方で協議のうえ定めるものとする。

8 契約相手方は、以下に該当するときは、契約を解除することができる。

① 契約担当役が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

② 天災その他避けることのできない事由により、物品の納入等が不可能または著しく困難となったとき。

(賠償金等の徴収)

第 1 9 条 契約相手方が契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を指定期間内に支払わないときは、その支払わない額に指定期間経過後から代金支払日まで法定利率で計算した利息を付した額と、本学の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合、本学は契約相手方から遅延日数につき法定利率で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(その他)

第20条 特定調達契約については、政府調達に関する協定等並びに国立大学法人鹿児島大学政府調達事務取扱規則に定めるもののほか、本契約要項によるものとする。

2 契約の手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年6月3日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年1月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月10日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年5月8日から実施する。

附 則

1 この要項は、令和2年10月1日から実施する。

2 この要項の実施日の前日までに行った契約に係る利息、遅延金又は延滞金算出に用いる利率は、改正後の第19条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年3月18日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月26日から実施し、令和3年4月1日から適用する。